

医療安全管理対策への取り組み

基本理念として

医療事故を未然に防止すること、また発生しても重大な事故につながらないようにすることが重要です。本指針は、医療事故防止体制の確立を促進し、適切かつ安全な医療の提供を目的とします。医療従事者の個人レベルでの事故防止対策、病院全体の組織的な事故防止対策を示す、大きくは2つの対策を推し進めることによって、医療事故発生を未然に防ぎ、患者さんが安心して安全な医療を受けることができる体制を確立するものとします。

基本方針

患者さんとの信頼関係を構築していくため、病院内で発生した事故について報告などから分析していきます。

それにより、病院内の問題点を把握し、病院組織としての改善策やその企画立案をし、患者さんにとって安全性の高い質の良い医療を提供していきます。

医療安全管理対策のための委員会等

1 医療安全管理委員会

インシデントレポート・アクシデントレポートの分析、対策を検討し、医療事故の防止、事故レベルの軽減に努めています。また、医療事故の情報伝達・研修会・医療安全だよりの発行を通して医療安全教育、啓発活動を行っています。

2 医療事故調査委員会

重大な医療事故発生時に責任者が緊急招集される委員会であり、事故の調査及び対策を検討しています。

医療安全管理対策に関する職員研修

全職員対象に年に2回の研修を行っています。

その他

医療安全管理マニュアルを各部署に配置し、職員がいつでも閲覧できるようにしています。また、内容は必要に応じて見直し、改訂を行っています。